

AI を発明者とする 特許登録の可否について

各国の DABUS 事件の比較と、AI 支援発明への推論を検討する

対象：甲斐一真ほか／令和 6 年度特許委員会第 1 部会第 2 グループ
『パテント』2026 年・79 巻 7 号、20-28 頁（添付 PDF 全 9 頁）

2026 年 9 月 5 日

GPT 6 Astra

総合評価

各国の手続を見渡す調査報告として有用。

ただし、AI 支援発明への示唆には、論理の補強と国別記載の修正が必要である。

本論文の中心的な成果は、DABUS を発明者とする出願について、18 の国・地域の審査・不服申立て・訴訟の状況を整理し、発明者を自然人とする解釈が確認できる範囲で優勢であることを示した点にある。調査時点と未確認事項を明記した姿勢も評価できる。〔論文 20-23、27 頁〕

特に原論文 6.2 は、AI の役割が管理・補助を超えることから、人間の発明者性を否定するように読める。AI が重要な役割を担ったことと、人間に法的に十分な寄与がないことは同じではない。もっとも、人間に何らかの関与があるだけで発明者性が当然に認められるわけでもない。〔論文 27 頁／本批評の評価〕

優先して修正・補強する点	原論文の該当箇所
AI の重要な寄与と、人間の発明者性を二者択一にしない。	27 頁・6.2
ドイツの却下と差戻しを請求別に整理する。	23-24、27 頁
南アフリカの年次と、スイスの手続状況を点検する。	24-25 頁
米国ガイダンスの新旧と、各情報の基準日を区別する。	20、27-28 頁

本批評の範囲と資料の読み方

原論文の本文・注・図を対象とし、批評者の評価・改稿案と、外部資料による補足を区別する。原論文の調査基準日は 2025 年 1 月 10 日であり、後続判断の不掲載だけを欠点とはしない。全 18 国・地域の現況や全引用元の再検証ではなく、会員限定別紙も未提供である。本文の「論文○頁」は雑誌の印刷頁、「補 1」以下は巻末の参照資料を指す。

1. 論旨の再構成と、評価すべき長所

1.1 何を調べ、どこまで結論づけているか

論文は、AI 一般の法的人格や、AI 生成物を保護するための新制度を全面的に論じたものではない。DABUS を発明者として記載した出願の取扱いを比較し、その結果から今後の検討課題を提示する、特許委員会の活動報告である。冒頭の時点限定と、末尾の「状況調査を目的とし、今後の検討が必要」とする位置づけを尊重して読む必要がある。〔論文 20、28 頁〕

2・3 では背景と調査方法を示し、4 では食品容器と注意を喚起する装置を説明する。5 では国別の手続を整理し、6.1 で「自然人のみを発明者とする解釈が世界的傾向である」と一応の評価を下す。6.2 では、AI を利用する人間の発明者性を今後の課題とする。この構成は明快であり、調査結果と将来課題を章立て上は区別している。〔論文 20-28 頁〕

1.2 共通事件を比較対象とした意義

同じプロジェクトに由来する出願を対象にすることで、AI の法的位置づけに対する各制度の反応を比較しやすくしている。国別の結論だけでなく、取消し・差戻しや不服申立ての進行も扱っており、「AI の発明は各国で一律に拒否された」という粗い説明よりも情報量が多い。主要な判断への入口として価値がある。〔論文 21-26 頁〕

1.3 未確認事項と制度差への配慮

一次資料を可能な限り用い、確認できない場合には後続判断に記載された経緯で補うという方針を明示している。中国の情報不足、サウジアラビアの言語上の制約、機械翻訳の利用にも触れており、資料の限界を隠していない。とりわけ、「上訴等を確認できない」とことと「上訴等が存在しない」ことを区別しようとする記述は、比較調査として適切である。〔論文 21-22、26 頁〕

南アフリカについて、登録された事実と、実体審査を行わない制度であることを併記した点も重要である。これは、登録という一事実から AI の発明者性や特許の有効性まで承認されたと推論する誤りを抑える。後述する日付の問題はあるが、この留保自体は本論文の長所である。〔論文 22、25 頁〕

1.4 対象発明の説明と、次の問いの提示

22 頁の図 1・図 2 は、議論の対象が抽象的な「AI の成果」ではなく、容器構造と点滅装置に関する技術であることを読者に示している。ただし、図は成果物の説明であって、DABUS の生成過程や人間の関与を実証する資料ではない。本論文も「DABUS によって発明されたとされる」と表現しており、AI による自律的創作を科学的に立証した論文として読むではない。〔論文 20-22 頁〕

また、「AI を発明者と記載できるか」から「AI を利用した人間をどう評価するか」へ問題を進めたことは適切である。問題は問いの選択ではなく、その問いへの予備的な答え方にある。この区別を踏まえると、調査部分の成果を維持しながら、6.2 を重点的に改善できる。〔論文 27 頁／本批評の評価〕

2. 中核的な課題：AI の寄与と人間の発明者性

2.1 少なくとも四つの問題を分ける必要がある

本論文の各国事例から実務上の結論を導く際には、次の問題を区別すべきである。AI の氏名記載を認めない判断だけでは、他の問いの答えまで自動的に決まるわけではない。〔論文 23-27 頁を踏まえた整理〕

問題	確認すべき内容
発明者の法的資格・表示	AI を法的な発明者として扱い、願書等に記載できるか。
人間の実質的な発明者性	対象の技術的思想の創作に、誰がどのように寄与したか。
権利の帰属・承継	特許を受ける権利が誰に生じ、出願人にどう帰属するか。
発明・特許要件	法上の発明か、新規性・進歩性や記載要件等を満たすか。

原論文のイスラエルの紹介には、AI の法的能力と権利移転の問題も含まれる。逆に、人間の氏名を記載した指定が受け入れられても、その者の実質的寄与や対象発明の特許性がすべて認定されたことにはならない。〔論文 24 頁／本批評の整理〕

2.2 AI に重要な寄与があっても、人間の寄与は消えない

6.2 は、AI を管理・補助の範囲で使う限り利用者を発明者といえる一方、それを超えて AI が発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与する程度に利用されると、人間を発明者と評価できず、保護が困難になると述べる。ここが、本論文で最も慎重な修正を要する箇所である。〔論文 27 頁〕

「AI が重要な寄与をした」ことから、
「人間には発明者として十分な寄与がない」ことは導けない。

例えば、人間が具体的な技術上の制約を設計し、AI が候補を提案し、人間が技術的理由に基づく変更や検証を経て解決手段を具体化する場面では、AI の重要性と人間の創作的関与は両立し得る。これは論理上の指摘であり、各法域で必要な寄与の水準を一律に定めるものではない。〔本批評の論理的検討〕

後述するスイス判決の具体的な当てはめと、EPO 決定の理由 1.6 は、この両立可能性を補強する。ただし、スイスの個別判断と、EPO の発明者指定に関する一般論は同じ性質の判断ではない。

〔補 6・理由 5.1-5.3、6.3／補 7・理由 1.6、3.2〕

2.3 好意的な読み方と、逆方向の注意点

著者らが「AI のみが創作的役割を担い、人間には法的に十分な寄与がない場合」を想定したのであれば、問題提起は理解できる。しかし、現在の文章にはその条件が明示されていない。他方、AI の役割が補助にとどまるだけで、その操作担当者や研究責任者が当然に発明者となるわけでもない。人間の具体的な寄与を評価し、AI を人間と同列の共同発明者として扱う議論とは区別すべきである。〔論文 27 頁／本批評の解釈・評価〕

3. 国別記載の精度：ドイツと南アフリカ

3.1 ドイツ：「却下の確定」と「差戻しの確定」が混在する

23 頁は、ドイツ・台湾・イギリスについて最上級審の実質的判断により特許庁の却下が確定したと述べた直後、ドイツについては却下を取り消した差戻しが確定し、審査中であると記載している。22 頁の「却下が終局的に確定した 5 か国」にはドイツが含まれず、24 頁も差戻しを説明する。少なくとも、23 頁の包括的な記述には、他の記述と整合する限定が必要である。〔論文 22-24 頁〕

この不整合は、「ドイツでは AI の発明者性が認められた」という意味ではない。DABUS 自身を発明者とする請求と、人間を発明者として記載し AI への言及を付した予備的な請求を分ければ理解できる。論文中に必要な材料はすでにあるが、国単位の一つの結果へ圧縮したために、請求別の帰結が見えなくなっている。〔論文 24 頁／本批評の評価〕

補足確認では、ドイツ連邦通常裁判所（BGH）の 2024 年 6 月 11 日決定は、発明者が自然人に限られることを維持し、予備的請求 3 による発明者指定を認めた差戻しを維持している。また、AI の重要な寄与は人間の発明者性と両立し得ると述べる。人間の寄与の詳細な閾値の確定や、指定の実質的真実性の審査とは区別されている。〔補 1・段落 12、21、38-45、61-64〕

したがって、6.1 でドイツを「除外」するなら、何の例外なのかを明示すべきである。ドイツは、出願却下がそのまま維持されたという手続結果の例外であって、自然人のみを発明者とする原則の例外ではない。この区別は、要約と結論の双方に反映させたい。〔論文 20、27 頁／本批評の評価〕

3.2 南アフリカ：年の訂正と、手続の日付の区別

25 頁は、方式審査を経て「2024 年 6 月 24 日」に特許登録されたと記す。一方、WIPO の公表資料は、2021 年 6 月 24 日に出願が受け入れられ（acceptance）、同年 7 月に特許付与の通知が出たと説明している。WIPO の特許法常設委員会資料も、実体審査を経ずに 2021 年 7 月に特許が付与されたと記載する。2024 年という年次は公的資料と整合せず、訂正対象と考えられる。

〔論文 25 頁／補 2／補 3・段落 142〕

SCP/35/7 の該当箇所は、附属書 36 頁（PDF 全体の 38 頁目）の段落 142 である。注 253 は、南アフリカの 2021 年 7 月の特許公報（54 巻 7 号、255 頁）を参照している。段落番号・注番号も誌面上で確認できる。〔補 3・段落 142、注 253〕

修正時は「2024」を「2021」に置き換えるだけでなく、6 月 24 日がどの手続を指すのか、7 月の付与・公示とどう違うのかを原記録で確認すべきである。本批評では WIPO の二つの資料を照合したが、南アフリカの原簿・公報そのものは直接確認していないため、法的な登録日の最終確定までは行わない。〔補 2・補 3 に基づく確認範囲〕

3.3 結論への影響は区別して評価する

南アフリカの日付の誤りだけで、論文の比較法上の中心的結論が崩れるわけではない。しかし、登録を確認できた唯一の例として扱われている以上、時系列の精度は重要である。ドイツの不整合は、より直接に比較の分類軸に関わる。「誤記の訂正」と「結論の枠組みの整理」を分けて改善するのが適切である。〔論文 22、27 頁／本批評の評価〕

4. 米国ガイダンスと、調査時点の扱い

4.1 撤回を見落としたのではなく、本文へ統合できていない

27 頁は、2024 年 2 月 13 日の USPTO ガイダンスを紹介するとともに、括弧書きで 2025 年 11 月 26 日の旧ガイダンス廃止と新ガイダンスの公表を明示し、改訂版への参照先まで掲げる。そのため、「著者らは撤回を知らなかった」と批判するのは正確でない。問題は、その直後に旧版の説明を「上記ガイドラインによれば」と続け、新旧のどちらを論拠とするのかが不明確なことである。〔論文 27 頁〕

2025 年改訂版は旧版を全面撤回し、AI 支援の有無によらず同じ発明者性の基準を適用するとする。人間一人と AI の関係には共同発明者の Pannu 基準を適用せず、人間自身の conception（具体的で確定した発明の着想の形成）を問う。一方、複数の自然人の共同発明者性には通常の基準を用いる。共同発明者基準そのものの廃止ではない。〔補 4・II-IV〕

日付も区別を要する。USPTO の公表日は 2025 年 11 月 26 日であり、官報掲載日は同月 28 日である（90 FR 54636–54637、FR Doc. 2025-21457）。したがって、原論文の「11 月 26 日」を、官報掲載日と異なるという理由だけで誤りとはいえない。〔補 4・USPTO 公表資料、官報掲載本文〕

論文を調査時点の記録として維持するなら、本文を「当時のガイダンスは……としていた」と過去形にし、後続情報を別の追記へ移す方法がある。反対に、2026 年の読者に実務的示唆を与えるなら、改訂の核心を本文で短く示し、6.2 の共同発明者論への接続を見直すべきである。撤回された説明と新しい参照先が隣接する現状は、いずれの編集方針としても読み分けにくい。〔論文 27 頁／本批評の改善提案〕

4.2 日本の共同発明者の判例は、使い方を明示する

論文は、日本でも米国同様の共同発明者基準が適用される「場合」を想定し、創作的寄与を求める判例と、一般的管理・助言・補助だけでは足りないとする判例を引用する。条件付きの議論である点は正当に評価すべきであり、確立した AI 専用ルールがあると断定したわけではない。〔論文 27 頁、注 12・13〕

それでも、人間同士の関係について形成された基準を、どの意味で AI 利用へ応用するのかという説明が足りない。人間の行為の質を吟味する参考として使うのか、AI に人間と同様の寄与を割り当て、その残りを人間の寄与とみるのかで、推論は大きく異なる。前者を採用するのであれば、AI の寄与を理由に人間の寄与を当然に否定する記述は修正できる。〔本批評の論証評価〕

4.3 脚注にある有用な材料を、本文の議論に戻す

注 14 は、2024 年 5 月の「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」を相当詳しく紹介し、学習済みモデル・学習用データの選択、プロンプトの入力等について、具体的な関与の内容に応じた人間の寄与の評価を記載している。この論点を欠落と批判するのではなく、本文へ引き上げて 6.2 と整合させるのが建設的である。〔論文 28 頁・注 14〕

4.4 基準日と追記を、ひと目で区別できる構成にする

冒頭は 2025 年 1 月 10 日以降の変化を反映しないとする一方、本文・注には同月 30 日の日本判決、同年 4 月の審議会、同年 11 月の米国改訂が記載される。追記自体は有益だが、「本文＝基準日時点」「追記＝後続情報」と明示した二層構成にした方がよい。掲載年と調査年の差ではなく、どの命題がどの時点に属するかが問題である。〔論文 20、23、27–28 頁〕

5. 比較調査の方法を、さらに強くするには

5.1 18 の国・地域は、18 個の独立した実証ではない

対象の選定は、THE ARTIFICIAL INVENTOR PROJECT のウェブサイトで確認した出願先に基づく。この選択は共通事件の比較には合理的だが、各国の AI 支援発明全体を代表する無作為標本ではない。同一の出願戦略、発明者の表示方針、訴訟上の主張が各地に持ち込まれている以上、国数をそのまま AI 支援発明一般に関する結論の強さに置き換えることはできない。〔論文 21 頁／本批評の方法論的評価〕

「世界的傾向」という結論は、「本調査時点」「一応の評価」という留保の範囲なら理解できる。ただし、未確認、係属中、実質判断なしでの終結を、同じ重みの賛否として数えるべきではない。論文自身は単純な比率を計算しておらず、二次利用でも安易な多数決に変えないことが重要である。〔論文 22-23、27 頁〕

5.2 比較単位は「国」だけでなく「出願・請求・判断」

二つの対象発明は、国・地域によって一つの出願又は別々の出願として扱われている。さらにドイツのように、同一事件の主たる請求と予備的な請求で帰結が異なる。国別の一覧は入口として残しつつ、裏側の記録単位を出願・請求・判断へ細分化すると、結論の揺れや重複を防げる。

〔論文 22、24 頁／本批評の改善提案〕

5.3 手続用語の統一には、原制度の情報を添える

論文は、不成立となる庁の処分を「却下」、司法段階を「第一審・上級審・最上級審」等へ統一しており、読みやすさのための便宜は理解できる。しかし、各制度の異なる手続を同一名称で呼ぶと、何が審理され、何が確定したのかを誤解しやすい。日本の処分名としての却下・拒絶等とも紛らわしい。〔論文 21 頁〕

原語の手続名、判断機関、審理対象を併記し、「最上級審への到達」と「最上位機関の実質判断」を別欄にすべきである。欧州特許庁の審判手続も、各国の司法三審制と同一視しない表現が望ましい。〔論文 21、23、25 頁／本批評の改善提案〕

5.4 公開本文に、最小限の検証用一覧を置く

詳細資料を会員限定フォーラムへ委ねたため、公開論文だけでは全事例の根拠をたどりにくい。未提供の別紙に不備があると判断することはできないが、少なくとも重要事例には、下記の確認情報を本文又は公開可能な付表で示したい。〔論文 22-23 頁／本批評の改善提案〕

最低限の記録項目	目的
国・地域／出願番号／対象発明／請求の種類	出願・請求の違いによる混同を防ぐ。
判断機関／事件番号／日付／結論／主要理由	審理対象と判断根拠を追跡可能にする。
確定・係属・未確認の区別／確認基準日	未確認と確定結果を区別する。
資料名・所在／該当頁・段落／資料の性質	原文、公式要約、二次資料を区別する。

6. 補足確認：後続判断から見えること

本節は外部資料による補足である。後続の法的判断を原論文の基準日時点へ遡って当てはめない。一方、後続判決に記載された基準日前の経緯は、原論文の記載を点検する資料として区別する。各事件の現在の登録・上訴・確定状況の網羅的調査ではない。

6.1 日本：発明者の問題と「発明」の定義を区別する

知財高裁の 2025 年 1 月 30 日判決〔令和 6 年（行コ）第 10006 号〕は、自然人を発明者とする法の仕組みから、AI を発明者とする出願の処理を判断した。他方、AI が自律的に創作したとする事実自体は争点とせず、当該創作物が特許法 2 条の「発明」に含まれるかを判断する必要はないとしている。〔補 5・判決 2-3、6-12 頁〕

法的な発明者として誰を認めるかと、成果物が法上の発明か・特許要件を満たすかは、関連していても別の問題である。原論文はこの判決の存在をすでに追記しているが、その射程まで短く添えると、「AI 生成物には技術的創作性がないと判断した」との誤読を抑えられる。〔論文 23、26、28 頁／補 5／本批評の評価〕

6.2 スイス：人間の発明者性への具体的な当てはめ

スイス連邦行政裁判所 B-2532/2024 の判決日は 2025 年 6 月 26 日、公表資料の日付は同年 7 月 4 日である。AI 名義及び発明者不記載の請求を認めず、出願人を発明者とする第 2 予備的請求を認め、人間名義で特許審査を続行させた。〔補 6・理由 6.1-6.4、主文 1.1／裁判所公表資料〕

裁判所は手続上の審査再開だけでなく、人間の関与への当てはめも行った。出願人のデータ提供・訓練への関与、完成した解決策の受領、その成果が保護可能な発明であるとの認識、特許代理人への伝達を踏まえ、全体として発明者と認めるに足りる関与があったと判断している。〔補 6・理由 5.1-5.3、6.3〕

ただし、理由 4.9 は、自然人が発明者・共同発明者となる具体的寄与の一般的な境界を広く未決のまま残す。したがって、「成果を認識して出願すれば誰でも発明者になる」と一般化できない。人間の発明者性を認めたことと、すべての特許要件を満たすことも別であり、この判決は特許付与そのものを意味しない。公表時には上訴可能性も明記されている。〔補 6・理由 4.9、主文 1.1／裁判所公表資料〕

この判断は、AI の重要な寄与と人間の発明者性の両立を示す比較法上の材料として有力である。他方、スイスの個別判断を日本法上の確立した認定基準としてそのまま移すことはできない。

〔補 6 を踏まえた本批評の評価〕

資料照合上の補記：スイスの基準日前の手続経過

原論文 24 頁はスイスを審査中とするが、後続判決の事実欄 C・D には、2024 年 3 月 12 日の出願拒絶と同年 4 月 24 日の提訴が記載される。これらは原論文の基準日より前の手続であり、「審査中」の分類は再点検を要する。ただし、当時の資料の公開・入手可能性までは確認しておらず、著者らの調査上の過失を断定するものではない。〔論文 22、24 頁／補 6・事実欄 C・D〕

6. 補足確認（続き）

6.3 EPO：保護の可能性と、発明者指定の整合性

T 0528/25 は、欧州特許庁の技術審判部 3.2.07 による 2026 年 2 月 5 日の決定である。法律審判部が親出願を扱った J 8/20 とは判断主体及び対象出願が異なり、本件は分割出願に関する。結論として審判請求は棄却された。〔補 7・書誌事項、事実の概要 I-II、主文／EPO 公式要約〕

一般論：AI 生成発明の保護を一律に排除していない

理由 1.6 は、EPC の特許性に関する規定が AI 生成発明を排除していないと述べる。また、AI を用いた発明にも人間の入力・影響が必要であることから、発明への因果的寄与を帰属させ得る自然人を特定し、発明者と評価する可能性は原則として排除されないとする。〔補 7・理由 1.6〕

原文の「in principle not excluded」は可能性を述べる表現である。「必ず人間の発明者を特定できる」「何らかの因果的関与だけで発明者になる」とまでは読めない。批評の 2.2 を補強するにしても、この留保を残す必要がある。〔補 7・理由 1.6 を踏まえた本批評の解釈〕

本件の判断：寄与の最低水準ではなく、指定全体の明確性

主たる請求等では、自然人名の指定と、その者の発明者性を否定するような付記との整合性が問題となった。理由 3.2 は、本件で審判部が判断するのは人間のどのような寄与が十分かではなく、陳述全体から誰を発明者として指定したかが明確に理解できるかである、とする。ドイツで認められた指定との書式・文脈の違いも検討している。〔補 7・理由 2.2-2.4、3.2、4.1-4.3〕

人間名のみを記載する第 4 予備的請求は、寄与不足を理由に実体的に否定されたのではなく、提出時機等を理由として審判手続に受け入れられなかった。根拠は RPBA13 条 2 項及び 12 条 6 項第 2 文であり、主たる請求等における発明者指定の要件適合性の判断と区別すべきである。〔補 7・理由 5.1-5.6／EPO 公式要約〕

この決定から「AI の利用に言及すれば拒絶される」「人間の名前さえ書けば十分」といった一般則は導けない。発明者指定の明確性・整合性、変更の時機、人間の実質的寄与を分けて検討する必要がある。〔補 7 を踏まえた本批評の評価〕

英国判断への参照と、公表時期への留意

理由 2.2 は、英国高等法院の 2025 年 9 月 1 日判決 [2025] EWHC 2202 (Ch) の段落 62・63 を、発明者指定と付記の矛盾に関する比較材料として参照している。本批評で確認したのは EPO 決定による引用であり、英国判決全文の独立照合ではない。〔補 7・理由 2.2〕

EPO の事件ページのオンライン掲載日は 2026 年 3 月 27 日で、原論文の原稿受領日（同月 6 日）より後である。この掲載本文を受領原稿に反映していないことを欠陥としては扱わず、批評者自身の補足資料と位置づける。〔論文 28 頁／補 7・事件ページ〕

7. 実務への示唆：利用量ではなく寄与を記録する

以下は、本論文の今後の課題を具体化するための本批評独自の提案であり、論文に記載された確立済みの判定基準ではない。個別案件の発明者性や権利帰属は、対象発明、実際の関与及び適用法に応じて判断する必要がある。

7.1 分析の起点を、請求項に係る技術的思想へ置く

「AI を何割使ったか」「何回プロンプトを入力したか」ではなく、保護しようとする解決手段が何であり、その形成に誰のどの行為が関わったかを整理する。技術の核心を人間が与えたのか、AI 出力から人間が何を選び、どのような技術的理由で修正したのか、当初の構想が検証によってどう変わったのかを、時系列で確認したい。

請求項との対応を整理することは、個々の構成要素を機械的に人間と AI へ配分することではない。また、発明者性と進歩性を混同し、人間の関与部分の一つ一つに独立した特許性を要求することでもない。対象の技術的思想を全体として捉えたうえで、関与の内容を評価するための実務上の整理である。

7.2 最低限残したい三つの記録

記録	後から説明できるようにする内容
AI を使う前の人間の構想	問題設定、技術的制約、仮説、既知の事項と未解決点。
AI 出力と人間の判断の対照	採用・不採用の候補、その理由、修正箇所、予想外の結果。
具体化と権利化の対応	実験・設計変更の経緯、請求項への反映、関与者の役割と根拠。

記録は実際の寄与を説明する証拠であり、発明者性を後から作り出すものではない。ログ保存、AI の所有・管理、最終承認だけで創作的寄与は補われない。発明者の認定と、会社等への権利帰属の確認も別々に行うべきである。

7.3 三つの仮想事例で、検討事項を具体化する

事例 A：一般的な目標だけを入力し、AI 出力をほぼそのまま採用する。

この事情だけでは、人間にどのような創作的寄与があったかが分からない。出力を理解し、採用したという説明だけで十分かを決めつけず、問題設定、選択の技術的内容、追加の具体化を確認する。

事例 B：人間が特有の制約と仮説を与え、AI 候補を技術的理由で改変する。

人間の寄与を検討できる材料は多いが、直ちに発明者と断定はしない。選択・変更が単なる好みや定型作業なのか、解決手段の形成に関わるのか、最終的な請求項との対応を確かめる。

事例 C：人間が具体的な解決手段を形成した後、AI で計算・検証する。

検証に AI を広範囲に利用したことだけで、人間の創作的寄与がなくなるわけではない。ただし、検証の過程で解決手段自体が変わった場合は、その変更に関与者がどう関わったかを改めて調べる。

これらは法的な安全領域ではなく、聞き取りの焦点を示す例である。論文が挙げる解決法の探索、法則性の探索、研究結果の整理にも同様の対照を加えると、検討課題が具体化する。〔論文 27-28 頁／本批評の提案〕

記録すべきなのは、AI の利用量ではなく、人間が何をしたか。

記録は寄与を説明する証拠であり、寄与そのものの代わりにはならない。

8. 具体的な修正案と、最終評価

以下の文章は本批評が作成した改稿例であり、原文の引用ではない。原著者の調査時点と活動報告としての範囲を維持し、主要な論理上の誤読を減らすことを意図している。

8.1 6.1「各国の状況等」の改稿例

本調査は、2025 年 1 月 10 日を基準として、DABUS を発明者とする出願に対する各国・地域の手続を比較したものである。確認できた判断では、法的な発明者を自然人に限り、DABUS 自体を発明者として指定することを認めない解釈が広くみられた。ただし、情報を確認できない国や、手続が終局に至っていない国もあるため、全調査対象国で確定した結論として扱うものではない。

南アフリカでの登録は、実体審査を経ない制度の下での結果として区別する必要がある。また、ドイツでは、AI を発明者とする指定は認められなかった一方、人間を発明者として指定し AI の利用に関する説明を付す予備的な請求について、審査への差戻しが維持された。したがって、AI の発明者性の可否、人間を発明者として指定した場合の手続上の取扱い、及び特許付与・有効性の問題は区別して整理すべきである。

8.2 6.2「今後の検討課題」の改稿例

今後の課題は、AI が補助的な範囲を超えて利用されたか否かだけで結論を分けるのではなく、AI を利用した発明について、自然人のどのような関与が発明者としての寄与に当たるかを明確にすることである。AI が重要な役割を果たした場合にも、人間が法的に評価できる寄与を行っている可能性があり、その事情だけで人間の発明者性を否定することはできない。逆に、AI の役割が補助的であっても、その利用者が当然に発明者になるわけではない。

検討に際しては、対象となる発明の技術的内容を特定し、人間による課題設定、技術的条件の設計、AI 出力の評価・変更、実験及び具体化の各行為と、その発明との関係を明らかにする必要がある。既存の発明者認定の考え方を参照しつつ、AI を人間と同列の共同発明者とみなすことなく、実際の人間の寄与を評価する。人間に発明者として十分な寄与が認められない場合の保護の要否は、現行法上の認定と区別した制度論として検討する。

8.3 原論文の射程を守り、論証の接続を直す

修正の優先順位は、国別の記載（ドイツの請求別帰結、南アフリカの日付、スイスの基準日前の手続状況）の点検、6.2 の推論と米国新旧ガイダンスの整理、検証可能な出典情報の補充である。AI への権利付与の是非や新しい保護制度を網羅的に論じることまで、今回の活動報告に必須とは考えない。〔本批評の改善提案〕

総じて、本論文は DABUS 事件を各国横断的に調べるための有用な入口である。外部資料との整合を点検することと、著者らの論証を評価することは別の作業であり、後続判断を加えれば原論文の推論が自動的に正当化されるわけではない。調査部分の成果を保ちながら、人間の寄与、手続結果、情報の時点を整理することが、その実務的価値を高める。〔本批評の最終評価〕

AI の重要な寄与だけでは、人間の発明者性は否定されない。

人間の何らかの関与だけでも、発明者性が当然に認められるわけではない。

参照資料・確認範囲（1）

「論文〇頁」は雑誌の印刷頁（20 頁＝添付 PDF1 頁、28 頁＝同 9 頁）を指す。「補 1」以下は原論文の脚注番号とは別である。外国語資料の日本語要旨は本批評による。リンク先の閲覧確認日：2026 年 9 月 5 日。

評価対象

甲斐一真・筆宝幹夫・永島秀郎・中岡起代子・真能清志・萩森学・西原晋・武田雄人（令和 6 年度特許委員会第 1 部会第 2 グループ）「AI を発明者とする特許登録の可否について」『パテント』79 巻 7 号、2026 年、20-28 頁。原稿受領日：2026 年 3 月 6 日。添付 PDF 全頁を確認。

本文・注記・図について、抽出テキストの文字化け箇所は添付 PDF の誌面画像を確認した。注 12～14 については、原論文に掲げられた記述を評価しており、引用元全文との逐語的照合まで完了したものではない。

補足確認資料

〔補 1〕ドイツ連邦通常裁判所（BGH）X ZB 5/22（DABUS）

2024 年 6 月 11 日決定。WIPO Lex 掲載の決定本文を参照。段落 12、21、38-45、61-64：請求別の帰結、自然人要件、人間の寄与の評価、指定の審査範囲。WIPO Lex の資料番号は DE070-j、本文の識別子は text/592754。

[WIPO Lex・事件情報](#) | [決定本文への入口](#)

〔補 2〕WIPO 「The frontier of MedTech: AI-driven medical devices」

2023 年 11 月 20 日公表。“How does Generative AI impact a MedTech company’s IP portfolio?”節の末尾：2021 年 6 月 24 日の出願の受入れと同年 7 月の付与通知を区別する。WIPO の公的解説記事であり、南アフリカ当局の原処分記録ではない。

[WIPO 公表記事](#)

〔補 3〕WIPO・SCP/35/7 「Artificial Intelligence (AI) and Inventorship」

2023 年 9 月 13 日、特許法常設委員会（SCP）・事務局作成。附属書 36 頁（PDF 全体 38 頁目）、段落 142・注 253 を確認。2021 年 7 月の付与と実体審査を経ていない点を説明し、南アフリカ特許公報 54 巻 7 号、255 頁を参照する。原公報そのものの直接照合ではない。

[SCP/35/7・本文 PDF](#)

〔補 4〕USPTO 「Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions」

2025 年 11 月 26 日公表、同月 28 日官報掲載。90 FR 54636-54637、FR Doc. 2025-21457。II-IV：旧版の全面撤回、conception、人間一人と複数の自然人の場合の区別。公表日と官報掲載日を区別し、ガイダンスの説明を裁判所の新判例と同一視しない。

[官報掲載本文](#) | [USPTO・公表日確認資料](#)

参照資料・確認範囲（2）

〔補5〕 知的財産高等裁判所・令和6年（行コ）第10006号

2025年1月30日判決。裁判所公表の判決全文。2-3頁：自律的創作という事実の有無が争点ではないことと、略語の位置づけ。6-12頁：発明者に関する法の仕組み。12頁：特許法上の「発明」概念に含まれるかを判断するまでもないとした点。

[知財高裁・判決全文 PDF](#)

〔補6〕 スイス連邦行政裁判所・B-2532/2024

判決日：2025年6月26日。裁判所公表資料：2025年7月4日。判決本文の事実欄C・D、理由4.9、5.1-5.3、6.1-6.4及び主文1.1を参照。人間の具体的関与への当てはめ、一般的な境界の留保、AI名義等の否定と人間名義での審査続行を区別する。公表資料の要約だけでなく判決本文も照合した。

[判決本文 PDF](#) | [裁判所・公表資料](#)

〔補7〕 EPO・技術審判部 3.2.07、T 0528/25

決定日：2026年2月5日。事件ページのオンライン掲載日：同年3月27日。事実の概要I-II、理由1.6、2.2-2.4、3.2、4.1-4.3、5.1-5.6及び主文を参照。AIを用いた発明の保護・指定の可能性と、本件指定の不整合を区別する。第4予備的請求の不受入れはRPBA13条2項及び12条6項第2文による。

[決定本文 PDF](#) | [事件・掲載日情報](#) | [EPO 公式要約](#)

英国の2025年9月1日判決〔2025〕EWHC 2202 (Ch)の段落62・63については、補7の理由2.2による引用を確認した。英国判決全文を独立に検証した資料としては扱っていない。

確認済みの範囲と、残る限界

原論文の頁・著者名・巻号、ドイツの記述の併存、南アフリカの「2024年」、6.2及び注12～14の誌面上の記述を確認した。外部事実は判決本文、官報、裁判所公表資料、WIPOの整理資料等を区別して照合している。外部事実の整合性の確認と、批評の論理的評価の妥当性は同一ではない。

会員限定別紙、各国出願の全原簿、南アフリカの原公報、全後続手続、各事件の現在の確定・登録状況、原論文の全引用元は確認対象外である。後続判断の不掲載のみを原論文の不備とはしない。スイスの基準日前の手続に関する補記も、当時の資料入手可能性や著者の過失の認定を意味しない。

本書の改稿例、仮想事例、実務記録案は批評者の提案であり、原著者の見解や各法域に共通する確立済みの発明者認定基準ではない。個別案件では、対象発明、実際の寄与、適用法及び手続に即した検討を要する。